

一 手業主側 記

會社側ニ於テハ態度依然強硬ニシテ何等諒察スルノ意向ナク各
分工場就勞働工ノ勤務ニ警戒シツ、アルニ目下何等動搖ナク
作業中ナリ

二 手業主側

容月廿四日守園工場長室ニ於テ果行事件後手業團本部ニ召集
スルモノ為ト望ミ指導者シテ東京出版勞働組合泉忠ハ加盟者
ノ結束ニ苦心セルニ叙上ノ事情ニ依リ強制困難ノ状況ニ在リ
本手業ニ關シテハ毎夜ノ如ク裏面ヨリ煽動シツ、アル日本出
版勞働組合ニテハ組合員獲得ニ策動シ居レシメ本組合ヲ支持
セル左記ノ者ノ檢査ニ依リ目下何等具體的行動ナレ
手業團本部ニシテ別添「家賃ニユース」ニ節及別記「同年日
秋第四節」レシ關係方面ニ配布セリ

三 警察事故

既秋(十月二十七日勞組第三八五節)ノ如ク容月二十四日右
十一時頃下谷區ニ足町三工場裏守園功方ニテ又シ行ヒ果行セ
ルモノハ其ノ後檢査ノ結果左記十一名ヲ檢査シ頭書ノ通り拘
留必公ニ付シ取調中ナリ

記

手業團員(檢束)	高	村	治	郎	吉	當	二十五年
合 (有世合子) 拘留二十)	井			守			二十二年
合 (十月廿四日) 拘留九回)	平	松		幸	吉		二十五年
合 (〃〃)	熊	谷		武	雄		二十四年
合 (〃〃)	黒	沃		正	行		十九年
合 (〃〃)	道	冨	治	郎			十九年
合 (檢束)	二	村	武	入			二十一年
東京出版(志願檢束)	吉	田	正	二			二十五年